

遺産分割による相続手続き必要書類一覧

- (1) **被相続人の除籍簿・戸籍謄本** **各1通**
被相続人が生まれた時(少なくとも被相続人が15歳ぐらいの時)から死亡に至るまでの除籍謄本、戸籍謄本が必要になります。
ア 被相続人の祖父の謄本 } これらの三代分の除籍謄本、戸籍謄本を
イ 被相続人の父の謄本 } 取得されますと、一般的には、被相続人が
ウ 被相続人の謄本 } が生まれた時からのものが網羅されます。
- (注)被相続人の配偶者(夫又は妻)が、被相続人よりも後に死亡している場合、被相続人の配偶者(夫又は妻)の生まれた時(少なくとも被相続人の配偶者が15歳ぐらいの時)から死亡に至るまでの除籍謄本、戸籍謄本も必要になります。
- (2) **被相続人の住民票の除票** **1通**
被相続人の死亡時、住民票登録をしていた市(区)役所・町村役場より、取得して下さい。
- (3) **相続人全員の戸籍謄本** **各1通**
相続を受けない相続人も含んだ相続人全員分必要になります。
- (4) **相続人全員の印鑑証明書** **各1通**
相続を受けない相続人も含んだ相続人全員分必要になります。
- (5) **相続する不動産の所有者として登記する相続人全員の住民票抄本** **各1通**
- (6) **固定資産評価証明書** **各1通**
被相続人の所有する不動産所在地の市(区)役所・町村役場の固定資産税課より、被相続人の「資産全部」を証明してもらって下さい。
- (7) **相続登記の委任状**
及川事務所より交付されました委任状の用紙へ、相続する不動産の所有者として登記する相続人全員のご署名、ご押印されたもの。
- (8) **遺産分割協議書**
及川事務所より交付されました遺産分割協議書又は証明書の用紙へ相続人全員(相続を受けない相続人も含みます。)のご署名と実印をご押印されたもの。
- (9) **本人確認資料の写し**
不動産の所有者として登記する相続人全員分の運転免許証、パスポート等本人確認資料の写しをご交付願います。(司法書士が登記の依頼を受ける時に、依頼者が本人であることを確認することが義務づけられているため。)
- (10) **被相続人の権利信託**
相続登記には使用しませんが、相続する不動産をもれなく登記するためにご提示願います。

上記の必要書類中、除籍謄本、戸籍謄本、住民票の除票、印鑑証明書、住民票等は、発行日より3ヶ月を経過していても使用できます。なお、上記記載の中で「被相続人」とは、死亡により今回の相続対象となった不動産等財産の所有者のことをいいます。

<お願い>

遺産分割協議書又は証明書の用紙には実印(印鑑証明書の印鑑)を鮮明にご押印願います。なお、万が一、印鑑がブレたり、印影が一部欠けたり、不鮮明の場合、既にご押印されている印鑑に重ならないように、近くの別の箇所へ鮮明にご押印願います。